

資料番号	3
------	---

令和4年12月6日
課名 商工労働局産業用地課
担当者 課長 村上
内線 4320

豊平地区の売却処分について

1 要旨

土地造成事業会計が所有する未着手用地のうち、「豊平地区」については、不要財産として公募売却する方向で北広島町及び地元と調整を進めてきたが、このたび、同町から、地元の地域振興のために活用したいとして改めて購入の申入れを受けたため、公募売却の方針を変更し、同町に売却処分する。

2 経緯

- 「豊平地区」は、採算面などから平成12年度に産業団地としての活用を断念し、平成14年度以降、北広島町（旧豊平町）の優良田園住宅事業用地としての活用の検討を進めてきたが、令和2年度に同町からこの事業を中止するとの申し出があった。
- このため、令和2年9月17日の建設委員会において、これまで「他用途での利活用」としてきた検討方針を改め、北広島町の意向等を確認しながら方針を整理する旨を、また、令和3年10月19日の建設委員会において、公募売却を処理方針とし、その準備を進める旨を、それぞれ説明していた。

3 売却処分の概要

対象地 : 山県郡北広島町今吉田字堀田 517 番 1 外
面積 : 173,383.82m²
売買代金 : 11,269,948 円 (不動産鑑定評価による。)

4 北広島町の利用計画

(1) 概要

地理的特性を活かし、民間活力を活用して、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想に基づく「デジタル田園都市」を整備し、都市交流やDXを活用したサテライトオフィスの誘致を推進するなど、主として民間事業活動を通じて地域活性化を図る。

(2) 事業スキーム (【別紙】スキーム図のとおり。)

① 北広島町(事業主体)が、一般社団法人北広島デジタル田園開発機構 ※(事業遂行者)に、用途指定を付して土地を譲渡する。

② 一般社団法人北広島デジタル田園開発機構が、企業、団体、大学、専門学校等とコンソーシアムを設立し、当該事業の具体的取組として、各種民間事業活動を行う。

〔※ 事業の具体的取組を進めることを目的として、地元企業及び自治会関係者により設立した民間企業。〕

(3) 公共性の担保

北広島町は、事業計画に関する情報共有、検討等を行うことにより、一般社団法人北広島デジタル田園開発機構、認可地縁団体今吉田自治会を含めた地域全体での合意形成を図ることを目的とする協議体(【仮称】今吉田地区活性化対策協議会)を設立し、同町の責任において当該事業の公共性を担保する。

(4) 長期計画

用地内を「産業」「就業」「健康」「公園」等のゾーンに分け、「デジタル田園都市」を整備するとともに、各種民間事業活動を行う。

(5) 当面の計画 (町が土地譲渡から5年以内に実施する、土地売買契約書上の「指定用途」。)

- ① 個々の事業計画等について、関係企業や住民を含む地域全体での合意形成を図るとともに、事業の公共性を担保するため、北広島町が協議体を設立する。
- ② 「デジタル田園都市」の必要電力を賄うため、事業遂行者が24時間安定供給可能な発電施設を建設する。
- ③ 具体的な民間事業活動の実施に向け、企業、団体、大学、専門学校等を事業パートナーとして、事業遂行者にコンソーシアムを設立させる。

5 スケジュール【予定】

- 北広島町は、町議会令和4年12月定例会において取得費用の予算措置を行う。
- 県は、北広島町に対し、今年度中(令和5年3月末まで)に土地を売却処分する。

「豊平地区」の概要

○所在地：北広島町今吉田
〔 広島北IC(中国自動車道)へ10km、
 国道261号へ5km 〕

○面積：約17.9ha(現況：山林)
※うち売却予定部分は約17.3ha
(北広島町へ移管する1号調整池を除く)



事業スキーム図

